



古田書記長、人事院
勧告って何ですか？

人事院勧告、出される！

書記長の古田です。
よろしくお願いします。



人事院勧告とは、国家公務員法第3条第2項に規定された人事院の事務分掌の一つである「給与その他の勤務条件の改善および人事行政の改善に関する勧告」のことを言います。

人事院勧告！

人事院って
何ですか？



労働基本権の制約を受けている国家公務員は、交渉によって給与や勤務時間を決めることができません。国家公務員の給与は、民間企業従業員と国家公務員の給与水準を合わせることを基本に、人事院が国会と内閣へ同時に「人事院勧告」を行い、改定されます。ワーク・ライフ・バランスや、働きながらの育児、介護への支援など、国家公務員の働き方を整備するのも人事院の仕事です。

私たち地方公務員もその職務の特殊性から労働基本権(争議権)が制限されるようになりました。「争議権」の代償として人事委員会が設置され、不遇・不満に対する抗議行動ができない代わりに人事委員会が代理で審査・処理を行い、当局に対して勧告(報告)を行っています。



今年の勧告は
どうだったの
ですか？

人事院は8月10日、国会と内閣に対して、2021年度の①国家公務員の月例給の改定は行わないこと、②一時金の支給月数を0.15月引き下げ年間4.30月とすることを勧告しました。(給与報告)

組合は、人事委員会に
対して意見は言えるの
ですか？

「公務員人事管理の報告」としては、①不妊治療のための年10日間の有給休暇の新設、②非常勤講師の配偶者出産休暇、育児参加の休暇の新設、③産前・産後休暇の有給化などが報告されました。

北九州市教組は、北九州市人事委員会に6月1日「要請書」提出、7月9日「調査課長意見交換」、7月16日「事務局長会見」、7月26日「委員会見」を積み上げてきました。そして、人事院勧告を受け、北九州市人事委員会は9月16日に「職員の給与等に関する報告」を行い、「①月例給の改定は行わない②一時金 0.15月引き下げ」が提示されました。

今回の人事委員会勧告のむすびの中で「教職員の長時間労働」について北九州市教組が強く意見した「学校現場の特殊性」という文言と、「新型コロナウイルス感染症への継続的対応」として、「各学校の実情に応じて教職員の担うべき業務とそうでない業務をしっかりと整理した上で教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保できるように」という文言が今回も盛り込まれました。

市教組は、この北九州市人事委員会報告を具体化していくために市教委との確定交渉を強化していきます。

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1
E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp 北九州教育会館 TEL(093)953-0381

